

## 沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第34条第9号」の運用基準

昭和52年2月23日 施行  
平成11年6月1日一部改正  
平成19年11月26日一部改正  
平成22年6月1日一部改正  
平成23年4月1日一部改正  
平成30年2月1日一部改正

道路の円滑な交通を確保するためのドライブイン等の休憩所に係る開発行為等に関する「都市計画法第34条第9号」の規定の運用基準は、申請の内容が原則として次の各項に該当するものであること。

- 1 当該申請に係る建築物の用途は、主として中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者が休憩のため利用できる「駐車場を有する休憩所施設」（以下、「休憩所施設」という。）であること。
- 2 休憩所施設には、前項の目的の範囲内で設けられる食堂、喫茶室、飲食物売場、物産品売場を含むものとするが、住宅部分を有しないものであること。
- 3 休憩所施設には、屋内に自動車の運転者及び同乗者の休憩のための座席等のスペース（以下、「休憩スペース」という。）を設けること。
- 4 休憩所施設には便所を設置することとし、車いす利用者が利用できる便房（ブース）を設けるものとする。
- 5 休憩スペースの面積は、当該建築物の延べ面積の3分の2以上であること。休憩スペースの面積には、自動車の運転者及び同乗者が休憩スペースを利用するために必要不可欠な便所及び廊下（専ら通行の用に供する部分に限る）等の共用部分の面積を含むことができる。
- 6 サービスの対象となる道路は、一般国道、県道、県道に準ずる道路（道路法第7条参照）と認められる市町村道等の主として自動車交通の用に供する道路であって、その車道幅員が6メートル以上のものであること。
- 7 当該申請に係る敷地は、前項の道路に敷地外周の7分の1以上が接しているものであること。
- 8 次の要件に十分留意して計画されていること。
  - (1) 車両の出入り並びに歩行者の通行に支障をきたさないよう、また、前面道路の走行車両の交通上の障害とならないよう、交通安全についての適切な配慮がなされていること。
  - (2) 少なくとも収容人員4人に1台の割合で算出した台数以上の小型四輪自動車が駐車できる広さの駐車場が敷地内に有効に配置されていること。  
なお、収容人員の算定が困難な場合は、敷地の過半の面積が駐車場であること。
  - (3) 敷地内の緑化について適切な配慮がなされていること。
- 9 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

### 審査上の留意点

基準5 休憩所施設に、飲食物売場、物産品売場を含む場合、休憩スペースの面積に算入をすることができる廊下は、建築物と一体となって固定されている間仕切り壁により売場と廊下が区切られる等、専ら通行の用に供する部分とする。（廊下と売場が兼用している部分は含まない。）